

第 2 回権利擁護専門部会 報告

平成 31 年 1 月 11 日

文京区障害者地域自立支援協議会資料

1 日時

平成 30 年 11 月 22 日（木）午後 6 時 30 分～8 時 00 分、11 名参加

2 議題

(1) 今年度の権利擁護専門部会の予定について

29 年度、30 年度に部会で議論した、主に選挙における意思決定支援や成年後見制度についての課題や提案をまとめることとした。意思決定支援については、今後の選挙や次期障害者計画のためのアンケート調査に投票支援についての項目を検討していただくよう提案したい。また、成年後見制度については、今後の成年後見制度利用促進計画策定の参考にさせていただきたい。

1 月に第 3 回部会にて平成 29 年度の振り返り（投票支援について）、第 4 回は報告書（案）の検討を行うこととした。

(2) 文京区における成年後見制度の課題について

主な課題と提案

【周知・相談】

○障害の子を持つ保護者の中に成年後見制度という名前は知られてきているように感じられる。そのため、実際に利用しようとする人が相談できる窓口の一覧表があると良い（障害者を診る医院・歯科医院マップのような）。すべてがボランティアとはいかないと思われるため相談窓口は全てが無料でなくても良いのではないかと。地域資源マップを社協が作成している（インフォーマルな社会資源を整理したマップ）。このマップに記載してもいいのではないかと。

○概要ではなく自身の場合の相談を個別にしたい人が増えてきている。専門家へ直接相談することに抵抗を感じる人が少なくなっている。（制度について一定の知識を持つ人が増えた）

○制度利用を希望する人が様々な情報から選択できるようになると良い。地域資源マップに成年後見制度相談窓口一覧を載せても良いのではないかと。

○ワンストップの窓口も良いが、金銭面の相談、身上面の相談など分野ごとの専門相談ができるとう良い。

○ダイレクトに相談したい窓口にとどりに着ける人だけではないと思われるため、どこに相談すればいいのか教えてくれる窓口が広がっていくとう良い。

○障害を持つ子の保護者はどうしても費用面に心配がってしまう。親亡き後の財産をどうするかなどファイナンシャルプランナーのような身近に相談できる窓口があっても良いのではないかとと思う。

○障害を持つ子の保護者が元気なうちにどこかの機関へ相談しておかないと、高齢になってからはなかなか動きづらい。

○社協の権利擁護センターは成年後見制度の推進機関でもあるが、地域福祉権利擁護事業も行っている。障害分野の利用も広がっていくとう良い。「障害」という言葉が書いてあると保護者はわかりやすい。

- いきなり成年後見制度の利用という選択肢だけではない。まずは様々な情報を知ってほしい。
- 当事者にとって様々な制度の理解は難しい。(年金、生活保護、成年後見制度など) 正しく理解ができていないと、制度の対象であっても本人は対象外と思い込んでしまっ利用につながらないこともある。
- 生活のその時々に合わせてサポートを行いながら、将来を見据えた相談も行っていけると良い。

【費用負担】

- 障害の場合で若いうちから後見人がついていると、高齢分野に比べたら制度の利用期間は必然的に長期となる。そのため、報酬も高齢分野に比べ高額になってしまう。
- 報酬助成の制度運用が自治体によって異なっている。文京区に関しては、以前は区長申立のみが報酬助成の対象であった。現在は親族申立等も対象となっているが、本人が区内在住であることを前提としている。区外の施設に入所すると、原則として報酬助成の対象から外れてしまう。区としてサポートが充実していけると良い。
- 財源の確保が大切。基金をつくるなどの仕組みがあると良い(国の政策レベルで) 報酬助成については介護保険のような仕組みがない。声を挙げ続けていくことが大切。
- 自治体だけでなく専門職団体の中にも報酬助成の体制をとっているところがある。このような情報が親族(保護者)にも知ってもらえたなら、成年後見制度利用に対する費用面についての不安が少し軽減できるのではないかと。

【手続きの煩雑さ】

- 区長申立については、知的障害者の区長申立は年に 1 ケースほど。精神障害者は今年度初めて 1 ケースの申立を行い、あともう 1 ケースの申立を行う予定。高齢者は 20 ケース以上の申立を行っているのが現状である。
- 区長申立はどの分野であっても同じスピード感で手続きを進められるようであるべき。担当が変わってもスピード感の変わらない仕組み作りが大切。

【関係機関や地域との連携】

- 支援者(親族)が亡くなるなどしていなくなり、その後誰にも気づかれずに本人の生活が乱れてから発見されてしまうこともある。発見が遅くならないように、支援者はなるべく早い段階で、どこかの機関に情報だけでもつないでおけると良い。
- 民生委員のことを障害の人たちに知ってもらい、相談してもらえようになると良い。

3 次回以降の日程について

第 3 回：平成 31 年 1 月 24 日(木) 午後 6 時 30 分～

第 4 回：平成 31 年 2 月 18 日(月) 午後 6 時 30 分～

以上